

## 「調整給付金支給確認書」が届いた方へ 手続き期限は 10 月 31 日(木)です

1 所得者  
なくそう



令和 6 年分の所得税・個人住民税(町・県民税)において、定額減税しきれない方に、その差額分として「調整給付金」を支給しています。

町から 8 月中旬に「調整給付金のご案内」とともに対象者には「調整給付金支給確認書」を送付しました。この支給確認書をまだ役場に提出していない方は、「調整給付金」の受給手続きが完了していませんので、10 月 31 日(木)までに手続きをしてください。

また、書類を提出していても、記入漏れなどの不備があった場合で、10 月 31 日(木)までに修正ができないと、「調整給付金」を受給できないこともあります。すので、早めの手続きをお願いします。

■**手続き方法** 次の 3 つを総務課税務係に提出してください。

①「調整給付金支給確認書」(必要事項を記入してください)

②本人確認書類の写し

③口座確認書類の写し

■**手続き期限** 10 月 31 日(木) 必着

※期限までに提出がない場合、給付金の受給を辞退したものとみなします。

なお、支給確認書が届いているのか分からないなど、ご不明な点がありましたら、左記へお問い合わせください。

◎**提出・問い合わせ先** 総務課税務係

☎ 82-3111

(内線 141・144)

直通 75-6206

がん患者の方へ

## アピアランスケア助成事業

3 すべての人に  
健康と福祉を



がん患者の方の就労や社会参加等を支援するため、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具などの購入費用の一部を助成しています。

対 象 者 下記の要件をすべて満たしている方

- ・がんと診断され、がんの治療(手術、薬物治療、放射線療法等)を受けた、または現在受けている方
- ・助成金の交付申請日に町内に住所を有する方
- ・助成金の交付を申請する補整具について、国や他の地方公共団体の助成を受けていない方
- ・令和 6 年 4 月 1 日以降に対象となる補整具等を購入していること

助成内容

| 用品の区分 | 助成対象補整具                                             | 交付回数               | 助成金額                   |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------|------------------------|
| 頭髮補整具 | ウィッグ、装着ネット、毛付き帽子                                    | 1 回                | 購入額の 2 分の 1<br>上限 2 万円 |
| 乳房補整具 | 補整下着、補整パッド、専用入浴着及び人工乳房<br>※乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。 | 右房用 1 回<br>左房用 1 回 |                        |
| その他   | エピテーゼ(補整用人工物)                                       | 1 回                |                        |

※次に掲げるものは助成の対象外です。

- ・付属品またはケア用品(クリーナー、リンスまたはブラシ等のその他用品をケアするための用品)
- ・購入のために要した交通費、郵送費など

◎申請・問い合わせ先 保健センター ☎ 82-3111 (内線 511・512) 直通 75-6230

## 結婚新生活支援事業補助金

令和 6 年 1 月 1 日以降に結婚した新婚夫婦に対して、結婚を機に要する住居費や引っ越し費用などを補助し、新生活を応援しています。

- ◆**補助金額** 夫婦とも 29 歳以下は最大 60 万円。それ以外は最大 30 万円
- ◆**対 象 者** 夫婦共に婚姻日に 39 歳以下で、所得の合計が 500 万円未満のご夫婦
- ◆**対象費用** 結婚を機に取得した住宅の購入費、婚姻後の住宅の賃料、引っ越し費用など

上記のほかにも条件があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎ 82-3111 (内線 135) 直通 75-6205

町 H P

